

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

「液化石油ガス安全高度化計画2030」の改訂及び
「LPガス安心サポート推進運動」の実施について(お願い)

標記につきましては、経済産業省が2021年4月に策定した「液化石油ガス安全高度化計画2030」について、5年経過に伴う中間評価が実施されました。

全L協も審議会(令和7年12月、令和8年3月)に参画し、業界の現状を踏まえた審議を重ねた結果、改訂が行われましたので、お知らせいたします。

主な改訂内容は、以下の通りです。

1. 2030年までの期間において想定される環境変化での感染症対策の位置づけ変更
2. アクションプランにおける質量販売に係る事故防止対策の位置付けの見直し
3. CO中毒事故防止対策として、動画共有サービスの活用について追記
4. 質量販売緊急時対応講習の周知の強化について追記
5. 質量販売緊急時対応講習における実技講習の導入の検討について追記
6. 他工事事務事故防止対策として、取組強化(広報・周知、表示活用等)や関係省庁と連携したSNS発信の追記

【経済産業省HP】※改訂の詳細は、別紙およびリンク先をご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260327007/20260327007.html>



なお、国の動きに合わせ、当協会が実施している「LPガス安心サポート推進運動」につきましても、保安委員会において改訂内容を反映したうえで、別添のとおり取りまとめ引き続き取り組むことといたしました。全L協の自主保安運動の概要は以下のとおりです。

- ① 名称: 「LPガス安心サポート推進運動」
- ② 目標: 死亡事故0~1件未満/年、人身事故0~25件未満/年
- ③ 実施期間: 5年
- ④ 重点取組事項: 「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」
「業務用換気警報器の設置促進」
「他工事事務事故防止対策」
「質量販売に係る事故防止対策」(新設)
- ⑤ その他取組事項: 国の高度化計画が定めるアクションプラン

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

以上

発信手段: Eメール

担当: 保安・業務グループ 瀬谷、國坂

液化石油ガス安全高度化計画 2030

～国、LPガス事業者等、消費者等の協働による

安全・安心な社会の実現を目指して～

2021年4月

2026年3月改訂

産業構造審議会

保安・消費生活用製品安全分科会

液化石油ガス小委員会

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 液化石油ガス保安の現状と検討の基本的方向 | 2 |
| 1. 液化石油ガス安全高度化計画の検討の基軸 | |
| 2. 現状分析 | |
| (1) 事故の全体像 | |
| (2) 事故の原因分析 | |
| 3. 2030年までの期間において想定される環境変化 | |
| 4. 液化石油ガス安全高度化計画の基本的方向 | |
| 第2章 液化石油ガス安全高度化計画 | 9 |
| 1. 液化石油ガス安全高度化計画策定の基本的な考え方 | |
| 2. 高度化目標 | |
| 3. 高度化指標 | |
| 4. 高度化目標の達成に向けたアクションプランの項目 | |
| 5. 高度化指標に対する状況把握とアクションプランの不断の見直し | |
| 第3章 消費者起因事故対策 | 13 |
| 1. CO中毒事故防止対策 | |
| (1) 業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発の強化 | |
| (2) 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進 | |
| (3) 安全型機器及び設備の開発普及 | |
| 2. ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策 | |
| (1) 安全な消費機器等の普及促進 | |
| (2) 更なる周知等による保安意識の向上 | |
| (3) 誤開放防止対策の推進 | |
| (4) ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等 | |
| (5) 消費設備調査の高度化 | |
| (6) リコール製品等への対応 | |
| (7) 質量販売に係る事故防止対策の強化 | |
| 第4章 販売事業者起因事故対策 | 16 |
| 1. 設備対策 | |
| (1) 供給管・配管の事故防止対策 | |
| (2) 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理 | |
| (3) 軒先容器の適切な管理 | |
| 2. その他事故防止対策 | |
| (1) 他工事事故防止対策の強化 | |
| (2) 質量販売に係る事故防止対策の強化 | |
| (3) バルク貯槽等の告示検査対応 | |

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第5章 自然災害対策 | 18 |
| 1. 地震・水害・雪害対策 | |
| (1) 災害に備えた体制構築 | |
| (2) 迅速な情報把握 | |
| (3) 容器の転倒・流出防止対策 | |
| (4) 雪害事故防止対策 | |
| 第6章 保安基盤 | 20 |
| 1. 保安管理体制 | |
| (1) 経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価 | |
| (2) LPガス事業者等の義務の再確認等 | |
| (3) 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施 | |
| (4) 自主的な基準の維持・運用 | |
| 2. スマート保安の推進 | |
| (1) スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化 | |
| (2) その他のスマート保安に関するアクションプラン | |

はじめに

我が国のLPガス事業は、国民生活と産業活動に不可欠なエネルギーを供給する担い手として重要な役割を果たしてきた。同時に、LPガス事業の根幹である保安の確保には十分な配慮がなされてきたが、安全・安心に対する国民の意識の高まりに応えるためにも、更なる保安に対して万全を期す必要がある。

2020年まで、LPガス行政においては、毎年国が「保安対策指針」を定め、LPガス事業者に要請する形で自主保安の取り組みを進めてきた。近年は、国及びLPガス事業者のたゆまぬ努力の結果、死亡事故や人身事故¹のような重大な事故については着実に改善が見られ、交通事故や火災事故等他の事故と比べても低い水準まで低減が図られてきた。

しかし、未だ重大な事故の撲滅には至っておらず、またガス事業の安全・安心に対する社会の要求はますます高まっていることから、今後も一層の安全高度化が求められる。また、近年の自然災害の激甚化・多発化やAIやIoTを活用したスマート保安により将来の合理的な規制体系への転換が産業保安全体で検討されているところである。

これらを踏まえて、2030年に向けてこれまでの「保安対策指針」に代わり、2021年4月、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定した。内容については、国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者、一般消費者等及び関係事業者等の各主体が、安全のために果たすべき各々の役割を明確化するとともに、これを理解し着実に実行することにより、保安の確保に努めることを基本とし、現在の事故の状況分析による目標の策定、これまでの保安対策指針の要請事項、今後10年間を見据えた社会環境の変化、及び予測されるリスクを踏まえたアクションプラン等を定めた。

液化石油ガス安全高度化計画2030については、「目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応に繋げるため、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討する」こととしている。2026年に、液化石油ガス安全高度化計画2030の策定から5年経過することから、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会において、本計画の中間評価及び必要な計画の見直しについて検討を行ってきた。

当該議論の結果を踏まえ、今後、液化石油ガス安全高度化計画2030を改訂し、計画期間の残り5年間については、改訂後の計画を踏まえて取組むとともに、従前のおり、各主体者が本計画の内容を理解し、それぞれが役割を果たすことで、更なる保安の向上を図るとともに、計画の進捗を踏まえた事故発生状況を定期的に分析することで、計画の妥当性を評価していくこととする。

¹ 本計画では、人身事故件数には死亡事故件数を含まないこととする。

第1章 液化石油ガス保安の現状と検討の基本的方向

1. 液化石油ガス安全高度化計画の検討の基軸

2020年までの保安対策指針は、L Pガス販売事業者及び保安機関の2者に対し、経済産業省が保安活動の実施を要請する狭義な手法であった。

これに対し、都市ガスのガス安全高度化計画は、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等の多様な者による協働体制の下に、多面的な視点からの計画となっており、自主保安を進める上で効率的なアプローチであることから、L Pガスにおいても、都市ガスのガス安全高度化計画（10か年計画）の枠組みと同様の10か年計画とした。

なお、2021年の計画策定の検討に際しては、これまでの事故や災害から得た教訓を踏まえて、以下の4点を検討の基軸とした。

① 各主体の役割の理解と実行

国及びL Pガス事業者が講じる対策に加えて、国、都道府県、第三者機関、L Pガス事業者、一般消費者等及び関係事業者等の各主体が、安全のために果たすべき各々の役割を明確化するとともに、これを理解し着実に実行することにより、保安の確保に努める。

② 中立・公正に徹した国の関与

L Pガスの保安については、自己責任原則に基づく保安体系²となっている。その中で、国は、安全・安心に対する国民の付託に応え安全規制行政を遂行する責務があり、常に独立した立場で中立・公正な判断を行い、公共の安全確保に努める。

③ 予防保全と事後検証の調和

L Pガスの保安を担う国、都道府県、第三者機関及びL Pガス事業者は科学的知見に基づき合理的な判断を行い、リスクを増大させないための予防保全策を講じる。また、事故の発生により顕在化したリスクについては、迅速に原因究明を行うとともに再発防止策を講じる。そして、国、都道府県、及びL Pガス事業者は講じた対策の事後検証を適切に行い、持続的な改善を図ることで、保安レベルの向上に努める。

④ 法令遵守・情報公開の徹底

国、都道府県は各主体が法令を遵守するように指導し、L Pガス事業者をはじめとした各主体はガスの保安に係る活動に際し法令遵守を徹底する。また、安全意識の向上及び再発防止の観点から、国、都道府県、第三者機関、L Pガス事業者及び機器の製造事業者をはじめとする関係事業者は、公共の安全確保に必要な事故情報等を迅速に公表する。

² 自己責任原則に基づく保安体系：国、都道府県、第三者機関、L Pガス事業者、一般消費者等の各主体が、ガスの持つ潜在的な危険性と安全対策の双方を正しく理解するとともに、自らの責任範囲を自覚し、自己責任の下に行動するという理念に基づく保安体系。

2. 現状分析

(1) 事故の全体像

液化石油ガスの保安については、経済産業省として一般消費者等の保安を確保するために、LPガス販売事業者及び保安機関に対して、自主保安活動の着実な実施を求めてきた。

一般消費者等に係るLPガス事故の発生状況は、図1より、1979年に793件（死傷者数888人）を記録した後、減少に転じ、1997年には68件（死傷者数70人）となったが、1998年から2005年までの間は、75～120件／年の発生状況であった。

その後、2005年の悪質な法令違反事例に関連した法令遵守の徹底指導や2006年のパロマ製湯沸器に係る事故発生に伴う事故届の徹底指導等により、潜在化していた事故の捕捉率が向上したためと推測されるが、2006年以降については、事故件数が増加し、140～280件／年で推移している。

図2は、現行の安全高度化指標との比較を示したものである。まず、全体の死亡事故件数については、計画策定後の5年間(2021～2025年)の平均が0.2件と減少傾向であることが確認でき、指標を下回っている。一方で、起因者別対策のその他の死亡事故件数及び場所別対策の住宅の死亡事故件数については、全体の傾向と同様に計画策定後の5年間(2021～2025年)の平均が0.2件であり、いずれも指標とほぼ同じとなっている。

次に、全体の人身事故件数は、計画策定後の5年間(2021～2025年)の平均が25.2件と減少傾向であることが確認できるものの、指標を上回っている。また、販売形態別対策の質量販売の人身事故件数については、計画策定後の5年間(2021～2025年)の平均が4.8件であり、指標を上回っている。加えて、起因者別対策の消費者の人身事故件数については、計画策定後の5年間(2021～2025年)の平均が16.8件、その他の人身事故件数については、計画策定後の5年間(2021～2025年)の平均が5.8件であり、いずれも指標を上回っている。さらに、場所別対策の業務用施設の人身事故件数についても、計画策定後の5年間(2021～2025年)の平均が14.2件であり、指標を上回っている。

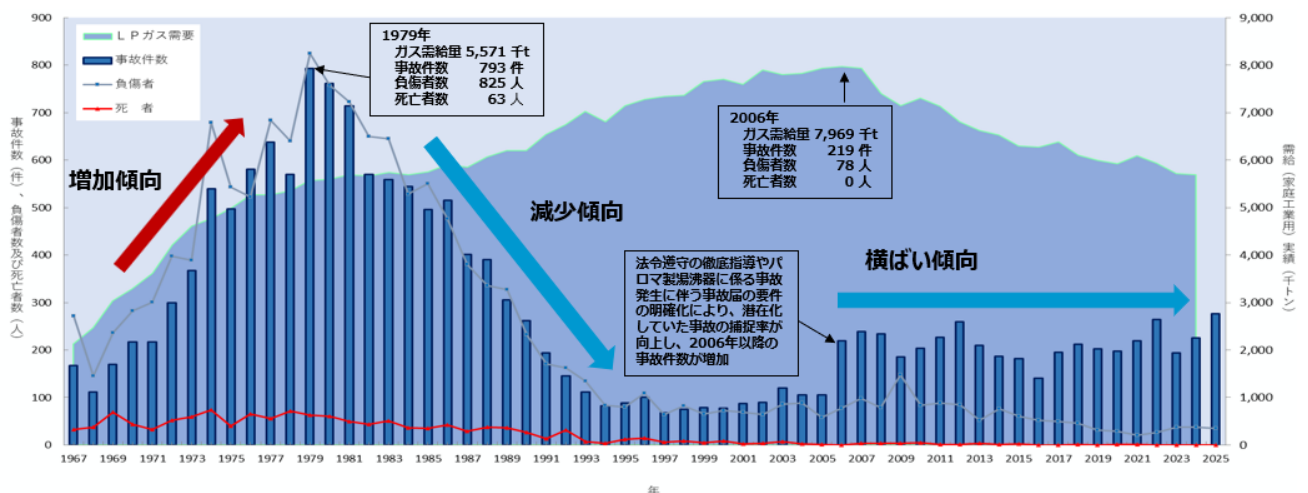


図1 1967年以降のLPガス事故発生状況

| | | 安全高度化計画以前 (2016-2020の事故発生状況【件/年】) | 安全高度化指標 (2030年時点【件/年】) | 安全高度化計画実施期間 (2021-2025の事故発生状況【件/年】) | 安全高度化計画指標との比較 | |
|--------|-------|--------------------------------------|---------------------------|--|---------------|--------|
| 全体 | 死亡事故 | 0.4件 | 0~1件未満 | 0.2件 | 指標を下回る | |
| | 人身事故 | 25.4件 | 25件未満 | 25.2件 | 指標を上回る | |
| ①販売形態別 | 体積販売 | 死亡事故 | 0~0.6件未満 | 0.2件 | 指標を下回る | |
| | | 人身事故 | 22件未満 | 20.4件 | 指標を下回る | |
| | 質量販売 | 死亡事故 | 0件 | 0~0.4件未満 | 0件 | 指標を下回る |
| | | 人身事故 | 3.4件 | 3件未満 | 4.8件 | 指標を上回る |
| ②地域別 | 消費者 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 | 0件 | 指標を下回る | |
| | | 人身事故 | 15.4件 | 15件未満 | 16.8件 | 指標を上回る |
| | 事業者 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 | 0件 | 指標を下回る | |
| | | 人身事故 | 4.4件 | 5件未満 | 4.2件 | 指標を下回る |
| | その他 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 | 0.2件 | ほぼ指標と同じ | |
| | | 人身事故 | 6件 | 5件未満 | 5.8件 | 指標を上回る |
| ③用途別 | 住宅 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 | 0.2件 | ほぼ指標と同じ | |
| | | 人身事故 | 10件未満 | 7.6件 | 指標を下回る | |
| | 業務用施設 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 | 0件 | 指標を下回る | |
| | | 人身事故 | 12.4件 | 11件未満 | 14.2件 | 指標を上回る |
| | その他 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 | 0件 | 指標を下回る | |
| | | 人身事故 | 6件 | 4件未満 | 3.4件 | 指標を下回る |

図2 現行の安全高度化指標との比較

(2) 事故の原因分析

事故件数及び死傷者数の推移について、2021~2025年の事故件数の平均は236.2件で、2016~2020年の平均189.6件を上回った。2016年から2025年までは、2016年(140件)、2022年(264件)及び2025年(277件)を除いて、200件前後で推移している。2021~2025年の死傷者数の平均は31.8人(死亡者0.2人、負傷者31.6人)と、2016~2020年平均の42.2人(死亡者0.4人、負傷者41.8人)を下回るものとなった。死者数は2016年から0~1人の間で推移しており、2022年以降は0人である。負傷者数は2015年から2021年まで連続して減少したが、2022~2024年は増加した。2025年は35人であり、2024年の38人より減少した。

現象別の事故件数及び死傷者数の推移について、現象別では、CO中毒・酸欠事故が2021~2025年は平均2.8件発生し、2016~2020年の平均4.0件を下回った。CO中毒事故はひとたび発生すれば多数の人的被害を伴い、また、業務用施設等におけるCO中毒事故の推移においては、1件あたりの症者数の割合が高い傾向にあることから、業務用施設等の使用者又は所有者に対して、定期的な給気排気の徹底とCO警報器又は業務用換気警報器の設置を促進する等対策が必要である。

原因者等別の事故件数について、一般消費者等起因の事故は2021~2025年平均で56.6件であり、事故全体の24.0%を占めた。事故の主な原因では、点火ミス・立ち消えと不適切な使用が多い。LPガス販売事業者等起因の事故は、2021~2025年平均で51.4件であった。主な原因として、腐食等劣化、工事ミス、作業ミスや容器交換時等の接続ミス等がある。

他工事事数事故件数の推移について、他工事事業者の事故は、2021~2025年平均で70.0件発生しており、2016~2020年平均の48.6件より増加した。2019年からは50件以上で推移している。埋設管に係る事故が多いことから、地盤面下にLPガスの供給管または配管があることを知らず工事を行い、損傷した場合が多数と推定される。LPガス事業者は、引き続き、一般消費者等のみならず、工事関係者に対しても事前連絡体制等の構築や、原則として工事

に立ち会うこと等により工事事業者の担当のみならず、工事にあたる関係者全員に対する積極的な周知等を行うことが望まれる。

雪害事故（一般消費者等、L P ガス販売事業者または一般消費者等及びL P ガス販売事業者が起因の事故を除く。）は2021～2025年平均で13.4件であり、2016～2020年の平均10.0件を上回った。

場所別の事故件数及び死傷者数の推移について、住宅と業務用施設等とで大別してみた場合、2021～2025年の事故件数は住宅が平均153.4件、業務用施設等が平均82.8件であった。一方、2016～2020年は住宅が122.0件、業務用施設等が67.6件であり、住宅及び業務用施設等における事故件数のいずれも増加した。また、死傷者数の発生状況では、2021～2025年平均で住宅が8.4人（死者数0.2人、負傷者数8.2人）、業務用施設等が23.4人（死者数は0人）である。2016～2020年平均では、住宅が9.8人（死者数0.2人、負傷者数9.6人）、業務用施設等が32.4人（死者数0.2人、負傷者数32.2人）であり、2021～2025年平均はいずれも減少している。

質量販売の事故件数及び死傷者数の推移について、質量販売に係る事故は、2021～2025年平均で6.2件発生し、負傷者数は平均7.2人であった。2016～2020年平均と比べ事故件数は0.4件減少しているが、死傷者数は0.6人増加している。原因が判明している事故の多くが一般消費者等に起因するものであることから、質量販売先の一般消費者等に対し、事故防止のための周知を確実に実施する必要がある。

3. 2030年までの期間において想定される環境変化

L P ガスの今後の国内におけるエネルギーとしての位置づけを「第7次エネルギー基本計画」³に基づき見てみると、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が少なく、約4割の家庭に供給され、備蓄体制も整備されており、可搬かつ貯蔵が容易で品質劣化のない分散型エネルギーとされている。また、国内需要の8割を占める輸入先は米国、カナダ、豪州で9割超と地政学リスクが低く、エネルギー安全保障にも資するうえ、ボンベで全国のどこへでも供給可能であり、災害時には、病院等の電源や避難所等の生活環境向上にも資する「最後の砦」としても、重要なエネルギー源として位置づけられ、今後も国民生活において、重要なエネルギーであり続けることが見込まれる。そのような中、今後、L P ガス事業を取り巻く社会情勢の変化と想定されるリスクを以下に整理する。なお、計画策定当初は、新型コロナウイルス感染症が蔓延していたこともあり、「⑤感染症対策」を重点項目として位置づけていたが、2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」へ変更になったことを踏まえ、2026年の改訂以降、重点項目としては位置づけないこととする。

³ 資源エネルギー庁「第7次エネルギー基本計画（令和7年2月）」

<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-1.pdf>

① 過疎化・高齢化

総務省の住民基本台帳人口移動報告⁴の2025年の転入超過数を都道府県別にみると、東京都が6万5,597人と最も多く、次いで神奈川県（1万8,524人）、大阪府（1万7,489人）など7都府県で転入超過となっている。特に、3大都市圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏）への転入超過が続いているのに対し、多くの地方圏では転出超過が続いている。このような人口移動の傾向から、人口減少が進む地域を中心に、LPガスの中長期的な需要縮小や過疎化による供給困難地域の拡大が今後も見込まれる。

我が国の65歳以上人口は、2024年（令和6年）10月1日時点で3,624万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は29.3%に達している⁵。今後も高齢化率は上昇を続けることが見込まれる中、こうした高齢化の進展に伴い、ガス機器の異常への気付きの遅れ等の保安リスクが高まることが想定される。

② 人手不足、外国人の増加

生産年齢人口が減少する中、近年、多くの産業で人手不足が進み、特に中小企業で深刻化している⁶。こうした状況は、多くの企業の経営に影響を及ぼしており、保安の現場を担う人材確保が一層困難になってきている。

日本で就労している外国人は、2025年（令和7年）10月末時点で過去最高の257万1,037人となっており、外国人流入増による雇用拡大が今後も見込まれる⁷。なお、国内における総在留外国人数は、2025年（令和7年）6月末現在、395万6,619人おり、LPガスの利用者としての側面にも配慮が引き続き必要となる⁸。

③ 新たなデジタル技術の導入に伴う変化

少子高齢化や経済の低迷が続く我が国において、社会課題の解決を進めるためには、AIをはじめとする進展するデジタル技術の活用が求められている⁹。LPガス分野においても、深刻化する人材不足の中で、LPWAやAIを活用した配送業務の効率化といった動きが見られ、

⁴ 総務省「住民基本台帳人口移動報告 2025年（令和7年）結果」

<https://www.stat.go.jp/data/idou/2025np/jissu/youyaku/index.html#a2>

⁵ 内閣府「令和7年版高齢社会白書」

https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf

⁶ 財務省「財政制度等審議会（2025年5月27日）（参考資料）」

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20250527/04.pdf

⁷ 厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和7年10月末時点）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68794.html

⁸ 出入国在留管理庁「令和7年6月末現在における在留外国人数について」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00057.html

⁹ 総務省「令和7年版情報通信白書」

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/pdf/n1210000.pdf>

デジタル技術を組み込んだ体制の整備が本格的に進展している¹⁰。これらの技術導入に伴い、継続的にその変化をフォローし、運用面の最適化を図ることが求められる。また、デジタル活用が社会のあらゆる面で拡大する一方、世界情勢の不安定化・緊迫化等も背景にしたサイバー攻撃の複雑化・巧妙化や、デジタル活用拡大に伴うシステムの複雑化やインターネットに面したアタックサーフェス（攻撃可能面）の拡大等により、ランサムウェアやゼロデイ攻撃等による機密情報の漏えい、重要インフラのサービス停止等のセキュリティリスクが拡大傾向にあるため、個人情報保護を含む情報セキュリティ全般のガバナンスの確立等が重要となってくる¹¹。

④ 自然災害の多発化、激甚化

近年、自然災害の多発化、激甚化が進む中、大規模地震、水害時における情報収集体制の整備及び二次災害への対策等が必要である。さらに災害発生後のＬＰガス供給の早期復旧に備え、ＬＰガス事業者等は予め顧客情報、設備情報、ＬＰガス保安に関する情報等、情報の保全に努めることが必要。また、地震及び水害に関しては、我が国においてどこでも発生しうる可能性があるため、特に対策を講じることが必要となる。

4. 液化石油ガス安全高度化計画の基本的方向

液化石油ガス安全高度化計画 2030 の策定に際しては、これまでの事故状況、今後の想定リスクを踏まえた上で、基本的には、ガス安全高度化計画（10 か年）の枠組みと同様の 10 か年と定めた。なお、具体的なアクションプランでは、7 都市ガスとＬＰガスのインフラやＬＰガス性状等の相違点に配慮し、これまでのＬＰガス保安対策指針の実施要請事項も踏まえて基本的方向を以下の通りとした。

① 事故分類ごとにおける対策の推進

事故件数は年々少なくなっており、保安レベルは高水準化してきている中、死亡事故、あるいはそれにつながる恐れのある人身事故の防止対策を重点に、事故分類ごと、これまでの保安対策指針の要請事項も踏まえて対策を推進する。

② 各主体の連携の維持・向上

国、都道府県、第三者機関、ＬＰガス事業者等、消費者及び関係事業者等の各主体が、安全のために果たすべき各々の役割を明確化するとともに、相互に理解をし、連携の維持・向上を図りつつ、着実に実行することにより、十分な保安の確保を目指す。

¹⁰ 住環境計画研究所「ＬＰガス物流の現状と今後の在り方に関する調査 報告書（令和 6 年 2 月）」
https://www.j-lpgas.gr.jp/data/LPG_%20distribution_20240321.pdf

¹¹ 総務省「令和 7 年版情報通信白書」
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/pdf/n1240000.pdf>

③ 保安人材の育成

LPガスの保安の確保には、保安人材の日々の地道な活動が果たす役割が大きい。今後、担い手の構造変化等の環境変化が想定される中、現状の高い保安レベルを保っていく上では、所用の知識・技能を有する人材がこれまで以上に欠かせないことから、保安人材の育成に引き続き注力する。

④ 一般消費者等に対する安全教育・啓発

LPガスに係る安全水準は向上したが、今後、消費者の構造変化等の環境変化が想定されるなか、LPガスの使い方を正しく理解し、誤った使用をした場合の危険性を体験・体感する機会の少ない消費者が増加することで、危険性への意識が希薄になる恐れがあることに鑑み、安全啓発に関する効果的な教育・広報活動のあり方を検討し、その充実を図る。

第2章 液化石油ガス安全高度化計画

1. 液化石油ガス安全高度化計画策定の基本的な考え方

2030年を目標年次として、死亡事故及び人身事故といった被害が重篤な事故は撲滅し、併せて重大事故につながる可能性を持つ物損事故等の被害の比較的軽微な事故も着実に低減することを目的として、液化石油ガス安全高度化計画を策定した。

液化石油ガス安全高度化計画において、理念目標（高度化目標）を設定すると同時に、講じる対策を評価するための数値指標（高度化指標）及びアクションプランを設定した。

また、計画策定時に定めたとおり、2026年に中間評価を実施し、その結果を踏まえて、計画見直しを実施した。

2. 高度化目標

液化石油ガス高度化計画目標は理念目標として以下のように設定。なお、2021年の計画策定時では指定都市への権限移譲前であったが、2023年4月施行で液化石油ガス法についての都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）を指定都市の長に移譲したことを踏まえ、2026年の改訂以降、関係主体に指定都市を追加する。

2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が協働して安全・安心な社会を実現する。

○液化石油ガス高度化計画目標年次

【目標期間】10年間 2021年～2030年

【中間評価】5年目 2026年

中間評価の結果を踏まえ、計画の見直しを実施

3. 高度化指標

全体の事故件数の削減を目的とし、3つの観点からの対策を図るため、全体の他、販売形態別、起因者別、場所別に指標を整理し策定した。

○高度化指標

・要因別数値目標

(1) 全体

(2) 販売形態別対策（質量販売／体積販売）

(3) 起因者別対策（一般消費者等、事業者、その他）

(4) 場所別対策（住宅、業務用施設、その他）

高度化指標は2020年時点の事故の状況を踏まえ、一段と高い安全水準として、死亡事故

全体については、年1件未満と設定した。人身事故全体については、計画策定時までの10年間に国及びLPガス事業者が種々の保安対策を講じてきた結果、減少傾向ではあったが、さらなる高い水準の指標として、年25件未満と設定した。ただし、ここに設定する数値指標は事故の発生を許容しているものではない。

この高度化指標は、死亡事故及び人身事故のみならず物損事故等を含めた事故全体の分析を踏まえて、講じる種々の保安対策の有効性を評価する指標として位置付ける。指標の設定対象は、死亡事故件数に加えて、死亡事故につながる可能性の高い人身事故件数とした。

また、数値指標は、上述の事故全体と講じる対策や対策の実施主体に沿って段階毎に設定。なお、物損事故等については、死亡事故及び人身事故に対する対策を講じることで、同様に事故件数の低減が図られると考え、個別の数値指標は設定せずモニタリング（監視・分析）の対象として位置付ける（図3参照）。

以下、本計画においては、対策の重要度を鑑み、販売形態別、起因者別、場所別の順に整理をしている。

| 現状 (2019年時点/年 注1) | | | | 高度化指標 (2030年時点/年 注2) | | | |
|----------------------|--------|------|-------|-------------------------|--------|----------|----------|
| 全体 | | 死亡事故 | 0.6件 | 全体 | | 死亡事故 | 0~1件未満 |
| | | 人身事故 | 30.2件 | | | 人身事故 | 25件未満 |
| 販売形態別 | 体積販売 | 死亡事故 | 0.6件 | 販売形態別 | 体積販売 | 死亡事故 | 0~0.6件未満 |
| | | 人身事故 | 26.6件 | | | 人身事故 | 22件未満 |
| | 質量販売 | 死亡事故 | 0件 | 質量販売 | 死亡事故 | 0~0.4件未満 | |
| | | 人身事故 | 3.6件 | | 人身事故 | 3件未満 | |
| 起因者別 注3 | 一般消費者等 | 死亡事故 | 0件 | 起因者別 注3 | 一般消費者等 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 |
| | | 人身事故 | 21.0件 | | | 人身事故 | 15件未満 |
| | 事業者 | 死亡事故 | 0件 | 事業者 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 | |
| | | 人身事故 | 5.6件 | | 人身事故 | 5件未満 | |
| | その他 | 死亡事故 | 0.6件 | その他 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 | |
| | | 人身事故 | 7件 | | 人身事故 | 5件未満 | |
| 場所別 | 住宅 | 死亡事故 | 0.2件 | 場所別 | 住宅 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 |
| | | 人身事故 | 8.8件 | | | 人身事故 | 10件未満 |
| | 業務用施設 | 死亡事故 | 0.2件 | 業務用施設 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 | |
| | | 人身事故 | 14.4件 | | 人身事故 | 11件未満 | |
| | その他 | 死亡事故 | 0.2件 | その他 | 死亡事故 | 0~0.2件未満 | |
| | | 人身事故 | 7件 | | 人身事故 | 4件未満 | |

注1：2015年～2019年までの5年の事故件数の平均

注2：2025年～2029年までの5年の事故件数の平均

注3：起因者が複数いる場合はそれぞれカウント

※事故の起因者等が不明な場合があり、全体数と各分類別の事故件数の合計値が合わない箇所がある。

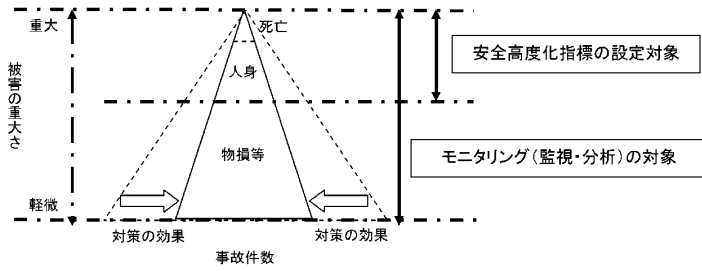


図3 高度化指標の設定対象

4. 高度化目標の達成に向けたアクションプランの項目

高度化目標を達成するべく、死亡事故をはじめとする重大な事故を撲滅するとともに、物損事故等の被害の比較的小さい事故を着実に低減するために、具体的な対策項目をアクションプランとして策定。講じるべき主な対策は以下のとおり。なお、アクションプランの取組を支えることとなる一般消費者等の行動や情報収集、啓発活動などの取組にも期待したい。

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | アクションプランの項目 | 主体者 |
|------|-------------|-----------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 事故対策 | 消費者起因事故対策 | CO中毒事故防止対策 | 業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発の強化 | 国、第三者機関、LPガス事業者 |
| | | | 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進 | 国、LPガス事業者 |
| | | | 安全型機器及び設備の開発普及 | LPガス事業者、関係事業者 |
| | | ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策 | 安全な消費機器等の普及促進 | 国、LPガス事業者、関係事業者 |
| | | | 更なる周知等による保安意識の向上 | 国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者 |
| | | | 誤開放防止対策の推進 | LPガス事業者 |
| | | | ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等 | 国、都道府県、指定都市、LPガス事業者、関係事業者 |
| | | | 消費設備調査の高度化 | LPガス事業者 |
| | | | リコール対象品等への対応 | 国、LPガス事業者、関係事業者 |
| | | | 質量販売に係る事故防止対策の強化 | 国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者 |
| | 販売事業者起因事故対策 | 設備対策 | 供給管・配管の事故防止対策 | LPガス事業者 |
| | | | 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理 | LPガス事業者 |
| | | | 軒先容器の適切な管理 | LPガス事業者 |
| | | その他事故防止対策 | 他工事事故防止対策の強化 | 国、都道府県、指定都市、第三者機関、LPガス事業者 |
| | | | 質量販売に係る事故防止対策の強化 | LPガス事業者 |
| | | バルク貯槽等の告示検査対応 | LPガス事業者 | |

| | | | |
|------------|----------------|---|---------------------------------|
| 自然災害 対策 | 地震・水害・ 雪害対策 | 災害に備えた体制構築 | 国、都道府県、指定都市、 L P ガス事業者 |
| | | 迅速な情報把握 | 国、都道府県、指定都市、 L P ガス事業者 |
| | | 容器の転倒・流出防止対策 | 国、都道府県、指定都市、 L P ガス事業者、関係事業者 |
| | | 雪害事故防止対策 | 国、都道府県、指定都市、 L P ガス事業者 |
| 保安 基盤 | 保安管理 体制 | 経営者等の保安確保へ向けた コミットメント等及び 保安レベルの自己評価 | L P ガス事業者 |
| | | L P ガス販売事業者等の 義務の再確認等 | L P ガス事業者 |
| | | 長期人材育成を踏まえた 保安教育の確実な実施 | 国、第三者機関、 L P ガス事業者 |
| | | 自主的な基準の維持・運用 | 第三者機関 |
| | スマート 保安の推進 | スマートメータ・集中監視等を 利用した保安の高度化 | 国、第三者機関、 L P ガス事業者、関係事業者 |
| | | その他のスマート保安に関する アクションプラン | 国、L P ガス事業者 |

5. 高度化指標に対する状況把握とアクションプランの不断の見直し

引き続き、国、L P ガス事業者等は、液化石油ガス安全高度化計画に基づいて、それぞれの保安対策を実施していく。

国、都道府県、指定都市、第三者機関、L P ガス事業者及び一般消費者等を含めた我が国全体としての保安対策については、毎年度、液化石油ガス小委員会において、指標の達成状況を評価することにより、必要に応じて実行計画の内容を見直す。ただし、単年で評価する場合、数件の事故件数の増減で評価が左右されることから、複数年の推移も勘案しつつ総合的に判断する。また、リスクの変化に対応して、重点的に取り組む対策項目も見直す。

さらに、想定されていない事故や大規模震災等が発生した場合や特に重大な事故や災害等に対しては、個別の専門対策委員会で類似事例の再発防止に向けた検討を行い、その結果を踏まえて機動的に計画を変更する。

加えて、目標年次である 2030 年に、計画の全面的な検証と評価を行う。

なお、目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応に繋げるため、計画期間の中間点となる 2026 年に、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを実施した。

第3章 消費者起因事故対策

1. CO中毒事故防止対策

(1) 業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発の強化

LPガス事業者は、業務用施設等についてオーナーや管理者向けに、燃焼機器やダクト、フード等の給排気設備のメンテナンスと警報器の設置促進に関する周知・啓発を実施する。また、従業員向けに、消費機器使用時の換気の重要性・警報器作動時の対応に関する周知・啓発を徹底する。なお、業務用施設等とは、厨房だけではなく、ホテル・旅館、学校、福祉施設やボイラー設置先を言う。更に、建物外壁の塗装工事等を行う事業者向けに、塗装養生時の注意事項（給排気口の閉塞防止、万が一閉塞しなければならない場合は、ガス機器を使用しないことの居住者への通知の徹底）に関する周知・啓発を徹底する。

他方、国は、業務用施設等を使用する事業の所管省庁（文部科学省、厚生労働省等）に対して、定期的な省庁連絡会議を開催し、CO中毒事故防止注意喚起を要請するとともに、関係する業界団体に対しても、同様の要請を行う。更に、第三者機関及びLPガス事業者の業界団体は、厨房施設の管理者等が集う食品衛生責任者の講習会等において、CO中毒事故防止に関する周知・啓蒙が実施されるよう関係団体に対して働きかけるなど、多面的な方向からの周知が行われる体制構築を目指す。

また、国は、全国のLPガス事業者や業務用厨房機器を使用する一般消費者等の保安レベルの維持・向上を図るため、従来から実施しているオンデマンドのeラーニングによる講習をYouTube等の動画共有サービスを活用して公開し、誰もがいつでも閲覧できる啓発環境を提供する。

(2) 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進

国、LPガス事業者は、飲食店等の業務用厨房施設や、ホテル・旅館・学校等の業務用ボイラーの使用者や所有者に対して、業務用換気警報器・CO警報器の設置の重要性を周知するとともに、該当施設の設置率向上を図る。

(3) 安全型機器及び設備の開発普及

LPガス事業者は、湯沸し器、風呂釜等の家庭用燃焼器については、非安全型機器の撲滅に向けて不完全燃焼防止装置機器取替え促進や従来の燃焼器に比べて環境・安全面で優れる製品の普及促進を進める。

また、LPガス事業者及びメーカー等の関係事業者は、安全装置を具備した業務用厨房機器の普及促進を進める。これらに加えて、警報器の一層の普及等、各種対策による安全の多重化を図り、システム全体としての安全高度化を進める。

2. ガス漏えいによる爆発または火災事故防止対策

(1) 安全な消費機器等の普及促進

LPガス事業者は、一般家庭においてSiセンサーコンロ等の更なる普及拡大等、安全機

能が向上した燃焼器の普及を進める。また、業務用施設に関して、国、LPガス事業者及びメーカー等関係事業者は、CO中毒事故防止の観点だけでなく、ガス漏えいによる爆発又は火災事故防止の観点からも立ち消え安全装置等の義務化も踏まえた安全な業務用燃焼器の普及促進を図る。

(2) 更なる周知等による保安意識の向上

一般消費者等に起因する事故の原因は、点火ミス、不適切な使用によるものが多いことから、国、都道府県、指定都市、第三者機関及びLPガス事業者は、燃焼器の正しい操作方法・安全な使用方法に関する事項と、ガス栓や接続具の正しい接続方法、ガス警報器の正しい接続、長期使用していないガス機器の取り扱い等に関する事項の双方について周知・啓発を徹底する。また、近年増加傾向にある水害をはじめとする自然災害に際し、消費者が避難する際の注意事項等においても周知・啓発を行う。

なお、周知方法については外国人労働者の増加や高齢者世帯の増加など一般消費者等の多様化に合わせて工夫を凝らし、電磁的周知も活用することで幅広い世代の消費者の安全に対する理解の裾野を広げる。

(3) 誤開放防止対策の推進

一般消費者等に起因する事故の原因のひとつにガス栓の燃焼器が誤開放によるものが一定数あることから、LPガス事業者は、接続されていないガス栓のつまみを間違えて開けてしまうことを防止するため、ガス栓のつまみ部分に被せる「ガス栓カバー」やホース口に被せる「ゴムキャップ（検定品）」の適切な設置を促進する。

また、末端ガス栓に「ねじガス栓」を使用したことを原因とする誤開放事故が発生していることから、末端ガス栓は、原則としてつまみに押し回し機構（ロック機構）がある「可とう管ガス栓」を用いることで、誤操作防止を図る。

(4) ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等

LPガスの漏えいに起因する事故の防止には、ガス警報器の設置が効果的であることから、国、都道府県、指定都市、LPガス事業者及び関係事業者等はガス警報器の有効性を周知し、LPガス事業者は、ガス警報器の設置の促進及び期限管理に取り組む。

また、重大事故の発生リスクの高い一部の業務用施設等においてはガス警報器とガスメータを連動させたシステムの普及促進を図る。

さらに消費者がガス警報器のコンセントを抜いていることでガス漏えいの知覚が遅れ、防止できなかった事故もあることから、メーカー等の関係事業者は、ガス警報器の付加価値の向上や電池式警報器の開発などガス警報器の機能の高度化を図る。

(5) 消費設備調査の高度化

LPガス事業者は、消費設備調査について調査が遺漏なく確実に実施するとともに、調査結果の記録について業務主任者等による二重チェックの徹底により調査の精度を高める。ま

た、調査拒否・不在等の一般消費者等に対して、事前の連絡による承諾や時間や曜日をずらすなどの工夫を凝らして調査実施率の向上を図る。

消費設備調査の結果、配管・機器の設置状況等の改善が必要な場合であっても一般消費者等の理解が得られない場合は、再調査、再調査後の通知等を通じて、改善が図られるよう取り組む。

（６）リコール製品等への対応

ＬＰガス事業者は、消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号。以下「消安法」という。）に基づく回収命令の対象となっているパロマ製半密閉式ガス瞬間湯沸器について、引き続き、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施する。また、国のリコール情報に掲載されているガス機器に関する所有者情報を有している場合には、メーカーに対して情報提供などの協力を努める。

（７）質量販売に係る事故防止対策の強化

国は、2022 年 7 月、「保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示」等を一部改正し、質量販売されたＬＰガスを、キャンピングカー、キッチンカー等の消費設備により消費する一般消費者等が、質量販売緊急時対応講習を修了し、緊急時に必要な措置を自ら行うことについて、ＬＰガス販売事業者によりその確認を受けた場合は、保安機関の体制についての規制を緩和することとし、当該一般消費者等を緊急時対応（30 分ルール）の対象から除くことを可能とした。

近年、能登半島地震をはじめとする大規模災害において、キャンピングカーやキッチンカー等の車両が炊き出しに活用される等、ＬＰガスが災害時のエネルギー供給の最後の砦として重要性を高めており、内閣府による災害対応車両登録制度¹²の運用開始等を通じて、その活用基盤の整備が進められている。こうした活用が広がる中、キャンピングカーやキッチンカー等を利用する一般消費者等が増加していることを踏まえ、これらの利用者の保安意識の向上が一層重要となっている。このため、国において、質量販売に係る緊急時対応の重要性について広く周知を図るとともに、対象者のみならず一般消費者等が質量販売緊急時対応講習を積極的に受講できるよう、SNS 等をはじめとする講習情報の周知等に取り組むこととする。

また、質量販売における人身事故は、高度化指標である「年間 3 件未満」に対し、実績は年間 4.8 件（2021～2025 年の年平均）と指標を上回っている。事故原因としては、バルブやガス栓等の誤操作や閉め忘れ等の開閉ミス等のヒューマンエラーが多い状況を踏まえ、国は、現在座学中心で行われている質量販売緊急時対応講習について、オプション等による実技講習の導入を検討する。さらに、消費者による誤操作や閉め忘れ等に起因する事故が多く発生していることを踏まえ、機器の適切な取扱いについて広く周知・徹底が図られるよう、国、都道府県、指定都市、第三者機関及びＬＰガス事業者等による連携した取組を実施する。

¹² 内閣府「災害対応車両登録制度」
<https://pr.d-trace.go.jp/>

第4章 販売事業者起因事故対策

1. 設備対策

(1) 供給管・配管の事故防止対策

LPガス事業者は、供給管・配管の工事を行う際は、施工不良等による漏えいを防ぐため、施工後に漏えい状況の確認等を確実にを行う（ガスメータ・調整器交換時含む）。工事を外部に委託する場合には、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督する。

また、飲食店等の業務用厨房施設などで、多湿の使用環境が予想される箇所に配管施工する場合には、適切な配管材料を使用するなど、腐食防止の観点に十分配慮し正しい施工の徹底を図る。

更に、白ガス管による埋設管がある場合は、漏えい試験を毎年確実に実施し、漏えい検知装置の普及促進を図るとともに、腐食しにくいポリエチレン管（PE管）等への取り替えを促進する。

(2) 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理

調整器、高圧ホース等については、長期使用に係る漏えい事故が発生していることから、LPガス事業者は、機器の期限管理を徹底し、期限内の交換に取り組む。また、これらの機器の交換に際しては、ガス放出防止機能を有するものにするなど、より安全性の高い製品の普及を図る。

(3) 軒先容器の適切な管理

LPガス事業者は、充てん容器等の接続、作業終了後の検査等を確実にを行う。

また、閉栓先において、充てん容器等が長期にわたって放置されていたことによる容器の腐食による漏えい事故も発生していることから、不要な充てん容器等の撤去を確実に進める。

2. その他事故防止対策

(1) 他工事事務事故防止対策の強化

道路に埋設されたガス管などの他工事事務事故対策については、LPガス事業者により地道な周知活動が行われており、更なる取組の強化を図る（LPガス事業者から一般消費者等への広報、周知の継続や埋設管表示シールの活用等）。しかし、事業者の努力だけで事故を防止するのは難しいため、他工事事務事業者から現場の他工事従事者に至るまで広く周知・徹底を図られるよう、他工事事務事業者・他工事従事者、国、都道府県、指定都市、第三者機関及びLPガス事業者等による連携した取組を実施する。更に、国は、新たに関係省庁や関係機関とも連携し、SNSを活用した情報発信等を行う。

一般消費者敷地内の埋設管の他工事事務事故対策では、道路と異なり個人の敷地内での工事となるため、LPガス事業者に事前の工事照会がない場合が多いことから、国、都道府県、指定都市及びLPガス事業者が連携して一般消費者等へ工事の事前照会を行うよう周知・啓発

活動を実施する。そのうえで、他工事に関する事前照会があった場合には、LPガス事業者は立会等や他工事事業者に対する酸欠事故防止も含めた啓蒙など適切な対応を行う。

（２）質量販売に係る事故防止対策の強化

質量販売は体積販売に比べ高い確率で事故が発生していることから、質量販売を行う際は、LPガス事業者による配管接続をはじめとする法令遵守の徹底はもとより、できる限りのLPガス事業者の自主保安による設備対策等（カップリング接続、ガス栓の設置、不要となった容器の速やかな引き取り、契約時の使用形態を変更しないように促すなど）の対策を行い事故の低減に努める。

また、業界団体は、質量販売における事故防止のために作成したマニュアル等を普及することで、LPガス事業者の保安レベルの向上を図る。

（３）バルク貯槽等の告示検査対応

バルク貯槽等の告示検査期限を迎えるに際し、全国で対象となるバルク貯槽等の対応のピークは、一般社団法人日本溶接容器工業会のLPガスバルク貯槽・バルク容器の生産実績¹³によれば、バルク貯槽の製造は2004年にピークを迎えており、これに対応する20年検査のピークは2024年に到来したものと考えられる。このため、2026年時点ではピーク期を過ぎつつあるものの、人手不足による労働人口の減少は今後も加速することが想定され、関係事業者の手配が困難になる場合も考えられることから、LPガス事業者は、期限に余裕をもって対応を行う。

なお、バルク貯槽については、従来、製造後20年が経過する前に初回の告示検査を行い、以降5年ごとに同様の検査を実施する必要があった。しかし、国は、2022年12月にバルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示を一部改正し、一定の条件を満たした場合、初回の告示検査に合格した日から15年以内かつ製造後経過年数35年以下における非破壊検査や内面の目視検査を省略できるものとなった。また、気密試験については、運転状態の圧力により試験ができるものとなった。

保安の確保に留意しつつ、その搬出作業については労働災害の発生の防止や重大事故の発生が無いよう、細心の注意を払う必要があり、LPガス事業者は、自社の従業員のみならず、20年検査への対応に係る工事事業者、運送事業者等に対し、LPガス事故防止に努めるよう保安教育を積極的に実施する。

また、バルク貯槽の搬出作業時における安全性を向上させるため、LPガス事業者は、充てん事業者との連絡を密に取り合いながら、工事日までに計画的な消費調整を行うことにより、バルク貯槽内の残留ガスをできる限り減らすよう努める。

¹³ 一般社団法人日本溶接容器工業会「LPガスバルク貯槽・バルク容器 生産実績〔年別〕1998年（平成10年）～2025年（令和7年）」

https://nichiyoko.org/wp-content/uploads/baruku.H10-R7.suii_.pdf

第5章 自然災害対策

1. 地震・水害・雪害対策

(1) 災害に備えた体制構築

LPガス事業者は、国が作成する「LPガス災害対策マニュアル」等を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、着実に実施する。

具体的には、地震、水害等による大規模災害に備え、容器転倒・転落・流出防止の鎖又はベルト等の二重掛け、ベルト等に緩みがないようにする設置の推進や新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置、鎖又はベルトが容易に外れにくい取付け金具の設置、容器プロテクター掛けを徹底する。特に、各地方公共団体（自治体）において発表されているハザードマップを確認・把握し、津波、河川氾濫等による浸水、水害の恐れがある地域に所在するLPガス消費者世帯については、大規模水害によるガス容器の流出防止に備えた対策を重点的に講じる。

LPガス事業者は、各都道府県単位で開催されている防災訓練及び自主防災組織が実施する炊き出し訓練等に積極的に参画するとともに、自主的防災訓練の実施に努め、地域の自治会、婦人会、災害ボランティア団体等とも協働した訓練の実施を目指す¹⁴。また、都道府県の範囲を超えた広域の災害連携を図る。

(2) 迅速な情報把握

LPガス事業者は、災害発生後のLPガス供給の早期復旧復興に備え、LPガス事業者等は予め顧客情報、設備情報、LPガス保安に関する情報についてクラウド等を活用するなど、情報の保全に努める。

また、国、都道府県、指定都市、都道府県協会等への報告がスムーズに行えるよう、定期的な通報訓練等の実施を図る。

加えて、地震が発生した際に遮断情報や被害地域の把握が可能で、重点的な対策を講じることができる集中監視システムによる情報収集体制の整備を推進する。

他方、国及びLPガス事業者の業界団体等において、IoTを利用した被害情報把握や、集中監視システムによる被害情報把握の可能性などの調査・検討を行い、迅速な情報把握のシステム構築を目指す。

(3) 容器の転倒・流出防止対策

容器の接続及び転倒・転落防止措置について、LPガス事業者は、法令の他、「LPガス災害対策マニュアル」、「液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領」等で推奨される設置方法の徹底を図る。さらに、2021年6月の液化石油ガス法施行規則及び同規則の機能性基準の

¹⁴ 例えば、千葉県LPガス協会船橋支部では、九都県市合同防災訓練において、日本赤十字社が実施する炊き出し訓練へLPガス燃料を提供し、現場での炊き出し活動を支援した事例がある。このように、炊き出し等に対し、LPガスの供給・機材提供・安全管理面での助言等を通じて、災害ボランティア団体等と協働することが可能である。
<https://www.chibalpg.or.jp/katsudou/contents/20190901.html>

運用（例示基準）の一部改正により、2024年6月1日までに浸水のおそれのある地域においては充てん容器の流出防止措置を講ずることが義務付けられており、国、都道府県、指定都市、LPガス事業者及びメーカー等関係事業者は、当該措置が適切に実施され、維持管理されていることを確認し、その確実な履行を引き続き促す。

（４）雪害事故防止対策

積雪寒冷地での積雪又は除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、雪害が予測される地域¹⁵の都道府県及び指定都市は雪害対策に関する指導を徹底するとともに、該当地域のLPガス事業者は、供給設備の点検を確実に実施し、従前以上に適切な落雪対策を講じるとともに一般消費者等への注意喚起を図る。特に、容器と調整器を直接接続した設備で調整器の折損事故が発生していることから、雪囲いなどの対策が難しい設備においては、新設時や設備交換時に調整器を配管に接続する設備に変更するか、調整器をガス放出防止型機能付に変更するように徹底を図る。

¹⁵ 経済産業省「令和5年度石油・ガス供給等保安対策調査等事業費（自然災害によるLPガス設備の被害に関する予見可能性調査）調査報告書（令和6年3月）及び雪害によるLPガス設備被害の予見可能性マップ」
https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2023FY/000446.pdf
https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2023FY/000446-7.zip

第6章 保安基盤

1. 保安管理体制

(1) 経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価

経営者等が保安に対する姿勢を社内外に明確にし、保安確保の指導力を発揮することが、LPガス事業者の保安力の向上に大きく資することから、保安組織体制の構築及び保安関連予算の確保を図ることなどのコミットメントの明示を図る。

現場の実態に応じて異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク管理の徹底を図る。具体的には、LPガス事業者が「自主保安活動チェックシート」を活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用する活動を継続して行う。

(2) LPガス事業者等の義務の再確認等

LPガス事業者は、保安業務を委託している場合でも、保安に関する最終的な責任を負うため、保安機関が実施した保安業務の結果について確実な確認を行う。一方で、保安機関は、保安業務の結果を確実に委託元であるLPガス事業者に通知する。

また、近年、LPガス事業者は年々減少傾向にあり、事業の譲渡による事業の集約化が加速している状況にある。事業譲渡時の保安業務の確実な実施を行うべく、事業譲渡を受ける場合は、譲渡前の保安状況（配管等の設置状況等を含む。）を事前に確認し、保安業務遂行の人員、日数等を確保しつつ、スムーズかつ確実な業務の引継ぎを行う。

(3) 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施

LPガス事業者は、保安教育を的確に実施する体制を構築するとともに、年間保安教育計画を策定し、保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにする。また、行政、第三者機関及び業界団体等が開催する保安講習会に積極的に参加する。

また、保安業務に係る人材の高齢化に伴い、保安技術・経験を確実に伝承することが今後重要になる。そのため、第三者機関及び業界団体等は、作業ミス、工事ミス等、ヒューマンエラー防止のための事例集や容器交換時や設備工事・修理等の際の標準作業マニュアルを作成する等、LPガス事業者の保安教育の教材を提供し、保安レベルの向上を図る。

上記の取組や保安に関わる人材に対する保安教育が有効且つ効率的に実施できるよう、国及び第三者機関は必要に応じて教材の開発やその支援を行う。

(4) 自主的な基準の維持・運用

第三者機関は、「液化石油ガス設備設置基準及び取扱要領」（自然災害対策を含む）等の自主基準の維持・運用を行う。

2. スマート保安の推進

(1) スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化

集中監視の普及率は、図4より、2019年度末で約400万戸であったが、2024年度末には約1,100万戸と大幅に増加している。近年は、通信技術の進化により、LPWA等の無線通信や電気メータを利用した集中監視の新たな方式の利用が進んでおり、今後、更なる集中監視の信頼性の向上が期待されることから、LPガス事業者は、集中監視の普及の一層の普及を図るとともに、認定販売事業者制度の取得の推進を図ることで保安の高度化を目指す。

また、集中監視の普及とともに、それに対するサイバーセキュリティ対策の重要性も高まることから、LPガス事業者は集中監視を普及させていくうえで、集中監視センターにおけるサイバーセキュリティ対策を行い、安全を確保する。また、業務委託をしている場合は、委託先のサイバーセキュリティ対策が確保されているかをあらかじめ確認しておく等の対応を図る。

他方、少子高齢化による保安確保を担う人手不足に対応するため、人との接触機会を減らした保安確保の手法が必要となることから、国、第三者機関、LPガス事業者の業界団体及びメーカー等の関係事業者は、ガスメータやガス機器を含めたガス関連機器の高機能化・スマート化により、より高度な保安管理システムの構築を目指すとともに、それらの状況を踏まえた適切な規制の見直しの断続的な検討を図る。これらスマート保安の推進にあたって、個人情報保護対策を徹底する。

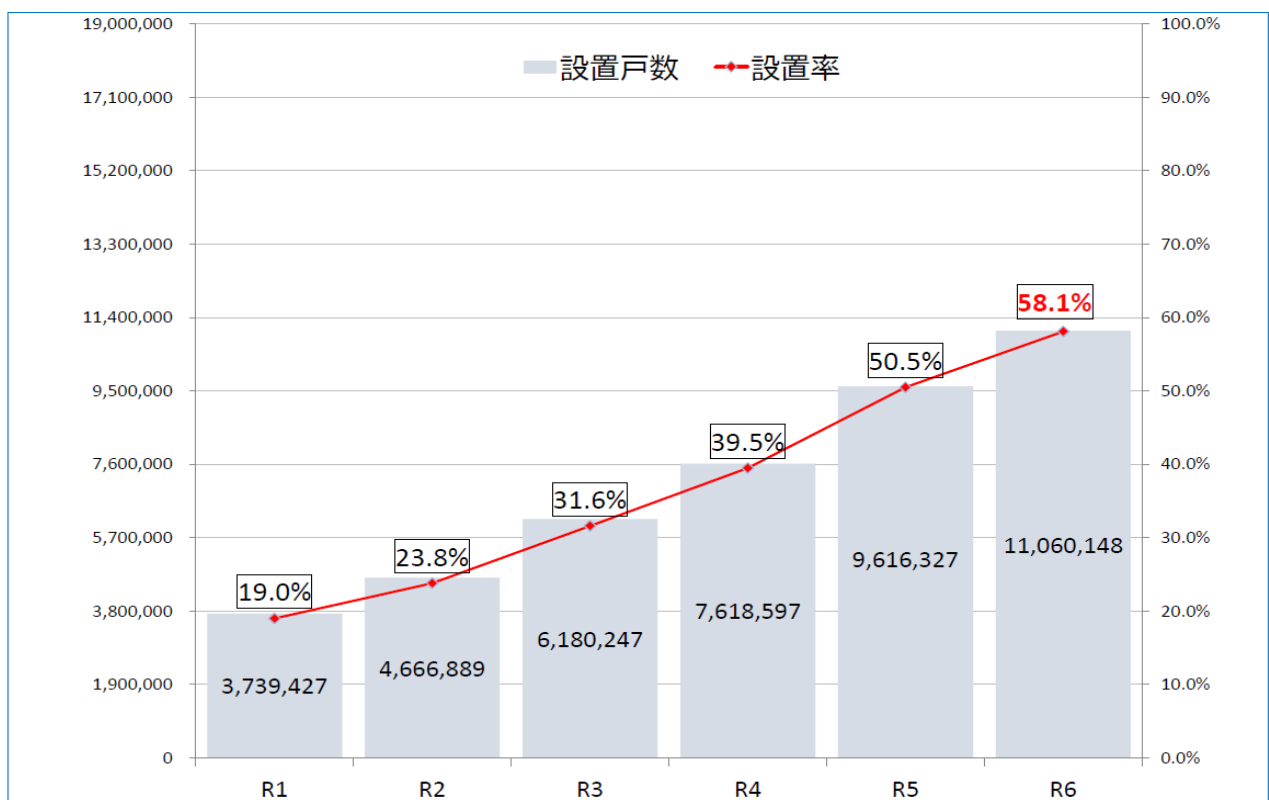


図4 集中監視システム設置率等（令和7年3月末時点）※一般社団法人全国LPガス協会作成

（２）その他のスマート保安に関するアクションプラン

スマート保安官民協議会で策定された「スマート保安推進のための基本方針」の下、スマート保安に資する新技術の導入や、それを促進する規制・制度の見直しなど、官民によるスマート保安の実践に向けた具体的な「アクションプラン」が電力・都市ガス業界において策定された。他方、ＬＰガス業界にあっては、それらの業界に比べ、事業規模、活動領域が相対的に小さいこともあり、これらの進捗状況を注視しつつ、また、技術革新の動向を踏まえ、業界団体が掲げるアクションプランにおいて、スマート保安の内容を検討、記載していくとともに、国のバックアップが必要な事項があれば、その都度協議を図る。

具体的には、集中監視システム以外に今後新たなテクノロジーの導入として期待されることとして、タブレット端末を利用した点検調査の高度化、周知のデジタル化、AIによる残ガス予測と配送ルート最適化、ＬＰガス設備の余寿命予測、IoTによるガス燃焼機器等との連携、集中監視システムのビッグデータを活用した事故予測と危機回避などへの応用、災害時におけるドローンを活用した容器流出の捜索やIoT技術を利用した被害情報把握等、種々な取組の可能性について、ＬＰガス事業者の現状調査、内容の分析を行い、業界団体のスマート保安に関するアクションプランを策定し、状況に応じ継続的に内容の見直しを行っていく。

「LPガス安心サポート推進運動」について



一般社団法人 全国LPガス協会

「LPガス安心サポート推進運動」の実施について

国の定める「**液化石油ガス安全高度化計画2030**」の目標とアクションプランに基づき、令和8年度以降も引き続き、当協会としては時宜にかなった「**LPガス安心サポート推進運動**」を推進していく。

1. 自主保安運動の名称

『LPガス安心サポート推進運動』

2. 運動の期間

5年(令和8年度～)

3. 目標(国の安全高度化目標と合わせている)

死亡事故 0～1件未満/年、人身事故0～25件未満/年

4. 運動の概要(安全高度化目標と合わせている)

国の安全高度化計画のアクションプランと一体的に以下の項目を重点取り組み事項として展開していく。

令和3年～令和6年

「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」

「業務用換気警報器の設置促進」

「軒先容器の流出防止対策の徹底」

「他工事事故防止対策」

令和8年～

「業務用施設ガス警報器連動遮断の推進」

「業務用換気警報器の設置促進」

「他工事事故防止対策」

「**質量販売に係る事故防止対策**」

令和8年度以降における主な活動例及び重点取り組み事項

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 液化石油ガス安全高度化計画2030のアクションプラン項目 | 販売事業者の主な活動例 |
|--------|-------------|-----------------------------------|--|---|
| 事故対策 | 消費者起因事故対策 | CO中毒事故防止対策 | 業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進 | 業務用に対する法定外周知の推進 |
| | | | 安全型機器及び設備の開発普及 安全な消費機器等の普及促進 | 業務用換気警報器設置促進 不燃防無し湯沸し・風呂釜の交換 Siセンサーコンロの普及 |
| | | ガス漏えいによる爆発 または火災事故防止対策 | 周知等による保安意識の向上 誤開放防止対策の推進 | 高齢者宅巡回事業の取り組み ガス栓カバー、検定品ゴムキャップ普及 ガス警報器設置率向上、期限管理徹底 業務用施設ガス警報器連動遮断の推進 |
| | | | ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等 | 確実な点検調査の実施 |
| | | | 消費設備調査の高度化 リコール対象品等への対応 | リコール製品の対応 |
| | | | 供給管・配管の事故防止対策 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理 | 適切な工事施工管理体制 調整器・高圧ホースの期限管理 |
| | 販売事業者起因事故対策 | 設備対策 | 軒先容器の適切な管理 | 閉栓先容器の撤去 |
| | | | 他工事事務事故防止対策 質量販売に係る事故防止対策 | 他工事関連周知等の実施 質量販売の自主保安促進 |
| | | その他事故防止対策 | バルク貯槽等の告示検査対応 | 検査対応の前倒し、安全な入替体制構築 |
| | | | | 通報訓練の定期的な実施 |
| 自然災害対策 | 地震・水害・雪害対策 | 災害に備えた体制構築 | 被害報告様式の全国統一様式使用推進 | |
| | | 迅速な情報把握 | 軒先容器の二重掛け等流出防止推進 | |
| | | 容器の転倒・流出防止対策 | 雪害対策の推進 | |
| | | 雪害事故防止対策 | | |
| 保安基盤 | 保安管理体制 | 経営者等の保安確保に向けたコミットメント等及び保安レベルの自己評価 | 経営者等の保安重視の取り組み宣言 自主保安活動チェックシート回収向上 | |
| | | 販売事業者等の義務の再確認等 | 販売事業者の義務の再確認教育 | |
| | | 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施 | 年間保安教育計画の策定状況 | |
| | | 自主的な基準の維持・運用 | | |
| | スマート保安の推進 | スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化 | 集中監視設置率向上 | |
| | | その他のスマート保安に関するアクションプラン | | |